

三重県国民保護計画素案から中間案への変更箇所

該当ページ		素案	該当ページ		中間案
全体	-	-	全体	追加	各措置の実施部局名を明示
第1編	-	-	26	追加	図1-9 地域防災計画等との関係
第1編	11	表1-5 指定公共機関の事務又は業務の大綱 日本銀行 2	11	修正	表1-5 指定公共機関の事務又は業務の大綱 日本銀行 2 「銀行その他の金融機関の間で行われる・・・」
第1編	19	第4章 (6)鉄道、港湾の位置等の2行目 「・・・名松線の4路線が存在する。」	19	修正	第4章 (6)鉄道、港湾の位置等の4行目 「・・・名松線及び伊賀市から滋賀県まで至る草津線の5路線が存在する。」
第2編	-	-	29	追加	表2-1 県の各部局における平素の業務
第2編	34	第1章 第2 5 (3)	36	追加	5 (3)に下記文章を追加 「また、ライフライン企業とも資機材の有効活用等連携体制の整備を図る。」
第2編	35	第1章 第2 6 (3)	37	追加	6 (3)に下記文章を追加 「また、企業ボランティアの育成に努め、企業ボランティアの活動が促進されるよう、その活動環境の整備を図る。」
第2編	38	第1章 第4 2 警報等の通知に必要な準備	40	修正	第1章 第4 2 警報等の通知及び伝達に必要な準備
第2編	38	第1章 第4 2 (2)大規模集客施設等・・・・・・・・ 「・・・・・・・・大規模集客施設等・・・・・・・・。」	40	修正	2 (2)大規模集客施設等その他の多数の者が利用する施設の管理者・・・・・・・・ 「・・・・・・・・大規模集客施設等その他の多数の者が利用する施設・・・・・・・・。」
第2編	43	第2章 1 (3)災害時要援護者の避難体制の整備	45	追加	第2章 (3)を「災害時要援護者等の避難体制の整備」に修正し、下記文章を追加 「・・・・・・・・」 また、市町村等と連携し、児童生徒の避難方法等について検討を行うなど、児童生徒の安全確保に努める。」
第3編	-	-	60	追加	図3-1 危機発生時のフローチャート
第3編	59	第2章 1 (3)県対策本部の組織及び機能 「・・・県対策本部の組織構成及び機能は図3-1に示すとおりとする。」	62	修正	第2章 1 (3)県対策本部の組織及び機能 「・・・県対策本部の組織構成及び機能は図3-2並びに表3-1及び表3-2に示すとおりとする。」
第3編	60	図3-1	63	修正	図3-2 県対策本部の組織の変更
第3編	-	-	64	追加	表3-1 県対策本部防災危機管理部の主要な事務又は業務 表3-2 県対策本部各部の主要な事務又は業務
第3編	67	図3-2	73	修正	図3-2 図の下の部分の「市町村長」から「自主防災組織、ボランティア関係団体」と「住民」に「活動支援」と「協力要請」の矢印を追加
第3編	87	第6章 2 (3)市町村との連携の2行目 「・・・・・・・・知事の行う救援を補助するため、・・・・・・・・」	93	修正	第6章 2 (3)市町村との連携の2行目 「・・・知事の行う救援を補助することとされていることから、・・・・・・・・」
第3編	94	図3-8の上の行 「・・・県に準じ行うものとする。」	100	修正	図3-8の上の行 「・・・県の総務大臣への報告及び照会に対する回答に準じ行うものとする。」
第3編	97	(4)イ 公示等	103	修正	(4)イ 公示等 「・・・・・・・・、当該生活関連等施設の管理者に対し、立入制限区域を指定したことを通知するとともに、・・・・・・・・。」
第3編	118	(3)公的徴収金の減免等 「・・・・・・・・県税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置・・・・・・・・。」	124	修正	(5)公的徴収金に関する措置 「・・・・・・・・公的徴収金に関して、軽減若しくは免除又はその他必要な措置・・・・・・・・。」
第3編	119	第13章 交通規制 (3)緊急通行車両の確認の2行目 「・・・が確認を行う」	125	修正	第13章 交通規制 (3)緊急通行車両の確認の2行目 「・・・が車両の使用者の申し出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。」